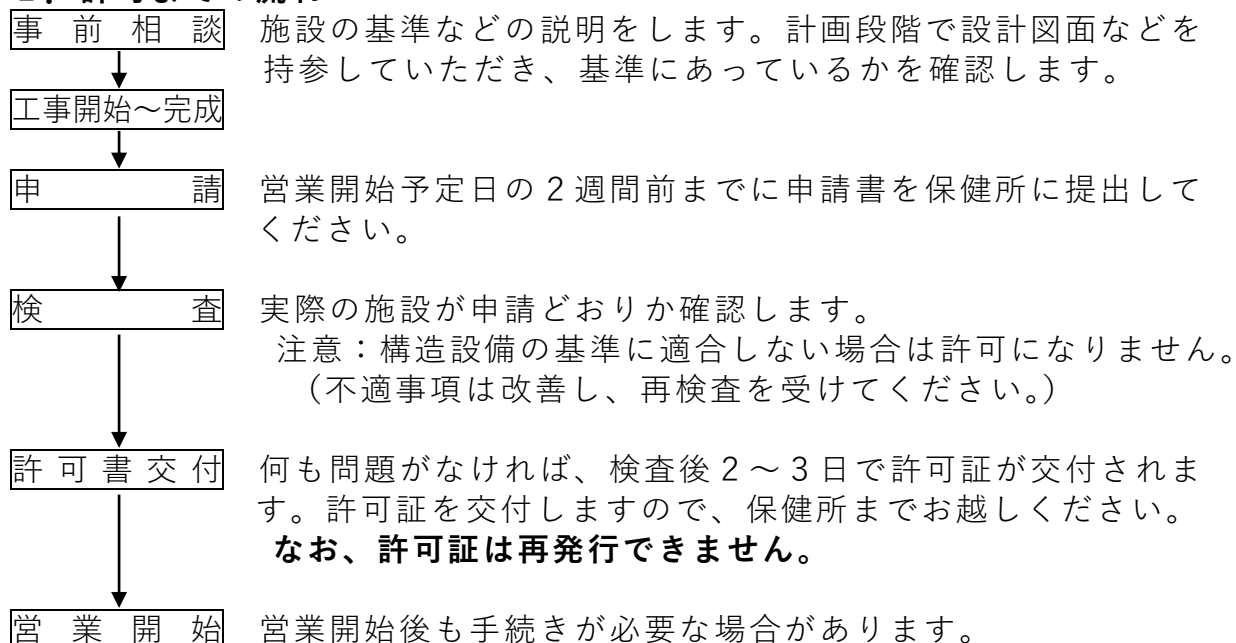


興行場を始められる方へ（宮城県内仙台市を除く）

1. 許可までの流れ



2. 申請に必要な書類

| 提出書類等 | チェック |
|--|--------------------------|
| ●興行場営業許可申請書（様式第1号） 最寄の県保健所（支所）で配布または食と暮らしの安全推進課のホームページからダウンロードできます。電子申請も受け付けています。 申請様式 URL: https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/sub.html 電子申請 URL: https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/logoform.html | <input type="checkbox"/> |
| ●営業施設の構造設備を明らかにする図面 （配置図、平面図、断面図、立面図、空調等設備配置図・系統図、その他設備の概要を示す書類） | <input type="checkbox"/> |
| ●定款又は寄附行為の写し（申請者が法人の場合） | <input type="checkbox"/> |
| ●手数料 22,100円（ 手数料支払いについて ） | <input type="checkbox"/> |

* 許可申請に伴う立入検査時や許可証交付時等に「建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定される検査済証」及び「消防法令適合通知書」について確認します。

* 営業形態、施設設備等によって他法令の許可、届出が必要になります。

- ・簡易給水施設等の規制に関する条例
- ・食品衛生法
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律

- ・宮城県公害防止条例
- ・浄化槽法
- ・開発許可等関連法
- ・風俗営業適正化法（警察との事前調整、協議）

3. 興行場の基準

(1) 設置場所の基準

- ①公衆衛生上著しく危害の生ずるおそれのない場所であること。
- ②施設の周囲には、採光及び換気に支障のない空間を設けること。
(知事が、公衆衛生上支障がないと認めるときはこの限りでない。)

(2) 構造設備の基準

| | |
|--------|---|
| 施設の構造 | <ol style="list-style-type: none">① 十分な耐久性を有する材料で造られ、清掃及び排水が容易に行える構造であること。② 外部開放の窓、給排気口等に金網を設けること。(防虫、防そ)③ 入場者が容易に移動及び避難ができる広さであること。④ 天井は必要に応じて十分な高さを有すること。 |
| 客席部の構造 | <ol style="list-style-type: none">① ロビー、便所等と隔壁等により区画されていること。② 通路は、入場者の移動、避難又は客席部の清掃に支障の無い構造であって、適当な数及び広さを備えること。③ いす席、座り席又は立ち席は、それぞれ適当な数及び広さを備えること。④ 舞台と明確に区分されていること。 |

| 便 所 | <p>① 各階ごとに、かつ、入場者が利用しやすい場所に設け、男女区別されていること。</p> <p>② 床面及び床から 1m までは不浸透性材料で作られ、清掃が容易であること。</p> <p>③ 流水式の手洗い設備を有すること。</p> <p>④ 便器は陶磁器等不浸透性のもので表の数以上を有すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">入場者の定員数</th> <th style="width: 50%;">入場者の定員数に対する便器の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 人以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>50 人超 100 人以下</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>100 人超 500 人以下</td> <td>5 に 100 人までを増すごとに 2 を加えた数</td> </tr> <tr> <td>500 人超</td> <td>13 に 200 人までを増すごとに 2 を加えた数</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 大便器は小便器 5 個以内につき 1 個（興行場の種別で割合変更可）</p> <p>* 便器の数を算定する基準とする入場者の定員数は原則として座り席数及び立ち席数の合計とする。</p> <p>以下の場合、特例があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 客席部が複数階に及ぶ場合にあっては、便所を上下 1 階から等距離にある中間階に設置する等、入場者の利便性を損なわないと認められる場合は各階ごとに設置しなくてよい。 ・ 便所の設置場所は施設内であるが、他の用途を主とする建築物の一部に設置された施設等であって、当該施設の同一階にある入場者の需要を満たすことができる適当な規模を有する便所が利用できる場合。 | 入場者の定員数 | 入場者の定員数に対する便器の数 | 50 人以下 | 3 | 50 人超 100 人以下 | 5 | 100 人超 500 人以下 | 5 に 100 人までを増すごとに 2 を加えた数 | 500 人超 | 13 に 200 人までを増すごとに 2 を加えた数 |
|-------------------|--|---------|-----------------|--------|---|------------------|---|-------------------|---------------------------|--------|----------------------------|
| 入場者の定員数 | 入場者の定員数に対する便器の数 | | | | | | | | | | |
| 50 人以下 | 3 | | | | | | | | | | |
| 50 人超 100 人以下 | 5 | | | | | | | | | | |
| 100 人超 500 人以下 | 5 に 100 人までを増すごとに 2 を加えた数 | | | | | | | | | | |
| 500 人超 | 13 に 200 人までを増すごとに 2 を加えた数 | | | | | | | | | | |
| 喫 煙 所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙所を設ける場合には、たばこの煙が当該喫煙所以外の入場者が利用する場合に流出しない構造とすること。 ・ 喫煙所を設けない場合には、入場者が利用する場所は、禁煙とすること。 ・ 禁煙、喫煙所及びごみ箱の設置場所の表示は入場者に見やすい場所に掲示すること。 | | | | | | | | | | |

| 機械換気設備 又は 空気調和設備 | <p>① 喫煙所 専用の機械換気設備又は空気環境調和設備を設けること。</p> <p>② 入場者が利用する場所（喫煙所を除く） 規則で定める基準に適合するように、機械換気設備又は空気環境調和設備を設けること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一酸化炭素の含有率</td> <td style="text-align: center;">10ppm 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二酸化炭素の含有率</td> <td style="text-align: center;">1,000ppm 以下</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 基準 | 一酸化炭素の含有率 | 10ppm 以下 | 二酸化炭素の含有率 | 1,000ppm 以下 |
|------------------------|---|----|----|-----------|------------------------------------|------------------|-------------|
| 項目 | 基準 | | | | | | |
| 一酸化炭素の含有率 | 10ppm 以下 | | | | | | |
| 二酸化炭素の含有率 | 1,000ppm 以下 | | | | | | |
| 照 明 設 備 | <p>入場者の衛生及び興行上支障のない照度の照明設備を設ける。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">照度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">客席部</td> <td style="text-align: center;">200 ルクス以上 (演技中又は映写中は、0.2 ルクス以上)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">客席部以外で入場者の利用する場所</td> <td style="text-align: center;">20 ルクス以上</td> </tr> </tbody> </table> | 用途 | 照度 | 客席部 | 200 ルクス以上 (演技中又は映写中は、0.2 ルクス以上) | 客席部以外で入場者の利用する場所 | 20 ルクス以上 |
| 用途 | 照度 | | | | | | |
| 客席部 | 200 ルクス以上 (演技中又は映写中は、0.2 ルクス以上) | | | | | | |
| 客席部以外で入場者の利用する場所 | 20 ルクス以上 | | | | | | |
| 座布団等の 保管設備 | <p>入場者のサービスの用に供する座布団等を使用する施設には、清潔で衛生的な専用の保管設備を設けること。</p> | | | | | | |
| 清掃用具の 保管設備 | <p>十分な清掃用具を備え、清潔で衛生的な専用の保管場所を設けること。</p> | | | | | | |
| ごみ箱等 | <p>利用しやすい場所に清潔・衛生的ごみ箱を備え、適当な場所にごみ集積所を設けること。</p> | | | | | | |
| マット等 | <p>入り口に靴に付着する泥等を除去するためのマット、敷物等を置くこと。</p> | | | | | | |

4. 問い合わせ先

- ・ **仙南保健所獣疫薬事班**：柴田郡大河原町字南 129-1 0224-53-3119
管轄：白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
* 食品関係は食品衛生班（0224-53-3117）、排水関係は環境廃棄物班（0224-53-3118）が窓口です。
- ・ **塩釜保健所食品薬事班**：塩釜市北浜 4 丁目 8-15 022-363-5505
管轄：塩釜市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町
* 排水関係は環境廃棄物班（022-367-6930）が窓口です。
- ・ **塩釜保健所岩沼支所食品薬事班**：岩沼市中央 3 丁目 1-18 0223-22-6294
管轄：名取市、岩沼市、亘理町、山元町
* 排水関係は環境廃棄物班（0223-22-6295）が窓口です。
- ・ **塩釜保健所黒川支所食品薬事班**：富谷市ひより台 2 丁目 42-2 022-358-1111
管轄：富谷市、大和町、大郷町、大衡村
* 排水関係は塩釜保健所環境廃棄物班（022-367-6930）が窓口です。
- ・ **大崎保健所獣疫薬事班**：大崎市古川旭 4 丁目 1-1 0229-87-8001
管轄：大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
* 食品関係は食品衛生班（0229-91-0710）、排水関係は環境廃棄物班（0229-87-8002）が窓口です。
- ・ **大崎保健所栗原支所食品薬事班**：栗原市築館藤木 5-1 0228-22-2115
管轄：栗原市
* 排水関係は大崎保健所環境廃棄物班（0229-87-8002）が窓口です。
- ・ **石巻保健所獣疫薬事班**：石巻市あゆみ野 5 丁目 7 番地 0225-95-1475
管轄：石巻市、東松島市、女川町
* 食品関係は食品衛生班（0225-95-1417）、排水関係は環境廃棄物班（0225-95-1418）が窓口です。
- ・ **石巻保健所登米支所食品薬事班**：登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5 0220-22-6120
管轄：登米市
* 排水関係は石巻保健所環境廃棄物班（0225-95-1418）が窓口です。
- ・ **気仙沼保健所環境廃棄物班**：気仙沼市東新城 3 丁目 3-3 0226-22-5127
管轄：気仙沼市、南三陸町
* 食品関係は食品薬事班（0226-22-6615）が窓口です。

興行場の営業にあたって（宮城県内仙台市を除く）

1. 営業上の注意点

| | |
|-------------------------------------|--|
| (1) 施設の補修等 | 施設の周囲、施設及び設備は必要に応じて補修し、衛生上支障のないようにする。 |
| (2) そ族昆虫等 | ねずみ、昆虫等を駆除するため、定期的に巡回点検を実施し、その結果に基づき、駆除作業その他の必要な措置を講ずるとともに、当該点検及び措置の記録を2年間保存する。 |
| (3) 施設の消毒等 | 定期的に消毒を行い、その記録を2年間保存する。 |
| (4) 設備の保守点検 | 換気設備、照明設備等は定期的に保守点検し、機能低下しないよう管理する。 |
| (5) 営業中は、十分な換気を行う。 | |
| (6) ごみその他の廃棄物は適切に処理する。 | |
| (7) 喫煙所を設けない場合には、入場者が利用する場所は、禁煙とする。 | |
| (8) 従業員の遵守事項 | ① 衣服は常に清潔を保つ。 ② 伝染のおそれのある疾病にかかっている者又は疑いのある者は業務に従事しない。ただし、医師の診断により支障ないと認められる場合は、この限りでない。 |
| (9) 従業員教育 | 施設の適正な衛生管理のため、常に従業員教育に努める。 |

2. 開業後に必要となる届出

(1) 開設者が変わる場合

① 開設者が個人の場合

a. 開設者死亡によるもの→承継届（様式第8号）

* 添付書類

i. 「開設者の死亡」と「死亡した開設者の相続人全員」がわかる、官公庁発行の書類（営業者の戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し）

ii. 相続人が2人以上いる場合においては、承継しない相続人全員の同意書

b. その他の理由によるもの

開設者死亡以外で譲り渡しを行う場合は、③を参照してください。

② 開設者が法人の場合

- a. **代表者の変更**によるもの→変更届（様式第2号）
 - * 10日以内に届出
- b. 法人の**合併または分割**によるもの→承継届（様式第9号）
 - * 添付書類
 - i. 存続又は設立される法人の定款又は寄附行為の写し
 - ii. 分割により営業を承継した法人の定款又は寄附行為の写し
- c. **売却その他の理由**によるもの
合併、分割以外での事業の譲り渡しを行う場合は、③を参照してください。

- ③ 興行場の**事業を譲渡**した場合
 - 事業を譲渡**した場合→承継届（様式第7号）
 - * 事業譲渡を行う事前にご相談ください。
 - * 添付書類
 - i. 譲渡を証する書類
 - ii. 法人による事業譲渡等の場合は、譲渡により事業を承継する法人の款又は寄附行為の写し

(2) 構造設備の変更（事前にご相談ください。）

- ① 許可当時の営業施設の構造設備と同一性を失わない程度の修繕、模様替え程度のもので、新規許可時合計面積の5割以内の変更
→変更届（様式第2号）
- ② ①を超える変更
新規許可申請が必要です → 許可申請（様式第1号）
廃止届（様式第3号）

- (3) 管理者の設置→設置届（様式第5号）*10日以内に届出
管理者の変更・廃止→変更・廃止届（様式第6号）*10日以内に届出

- (4) 営業の休止→休止届（様式第3号）*概ね1年以内
再開届（様式第4号）

- (5) 営業の廃止→廃止届（様式第3号）*許可書を添付してください